

## 経営支援 専門家派遣の現場から

京都府商工会連合会の外部専門家として府内各地の経営支援の現場に赴いていただいています、中小企業診断士・成岡秀夫氏から特別寄稿を頂きました。

「灯台もと暗し」という諺がある。事業を営んでいると目先のことになると、集中して周りが見えなくなることがある。逆に目先の案件に集中しないと、その案件できちんと売上を立てて、代金を回収して、支払を済ませて、最後にきちんと手元に妥当な利益が残るようにできない。

ところが事業というものは、どこかで何か予想外、想定外のことが起こる。いや、起こらないことは少ないので、すべてが完璧、順調に進むことは難しい。だからその案件の担当者、経営者はその案件に集中する。決して手を抜いているわけではない。

しかし、社長がその案件に集中している時間中は、他の案件は思考停止している。他の業務も滞つていて、次の大変な商談も一時停止になる。それが中小企業の実態なのだ。



エキスパート講師 商工調停士・成岡秀夫氏

む感覚がある。忙しいのがいいことになる。しかし、社長が現実の目の案件で飛び回っている限り、会社の将来を考えている人は誰もない。

これを解消するには、どこかで会社の仕事の仕方を変えないといけない。従来通りのやりかたでは絶対に変わらない。しかし、ほとんどの企業の経営者は忙しく、飛び回って、何か経営できていることが自己満足になる。

病気と同じでかなり重症にならな

いと医療機関には行かない。しかし、そのときにはかなり手遅れということが多い。生活習慣病は日常の生活習慣から治さないといけない。しかし、ほとんどの企業は日常の習慣、空気、風土、やり方を変えようとはしない。過去には成功した体験がある。実はその成功体験が邪魔をしていることが多い。

古来より、自分の足下は見えないものだ。実は見えないと分かっている人は見えるような努力をしている。少し離れて見る、周囲から意見をしてもらう、違う業界に足を踏み出す、窓を開けて外の風を入れる、などなど…とにかく、今まではダメだという強い危機感がある。そういう企業は、何らか改革ができる、徐々に会社が変わり、永年にわたり企業経営がぶれない。ぶれないためには、自分の、自社の、足下を見えていないと自覚することから始まる。

## 本年度も中小企業支援ネットワーク強化事業が始まりました。 活用実績の高い支援分野をご紹介します。

●「一ト活用」今はホームページ以外にブロガーやツイッター、フェイスブック等無料

のソーシャルメディアが台頭しますが、この使いこなしを知っているか知らないか

代に即した新規事業が求められておりません。事業主と後継者が共にビジョンを共有し、後継者の意志に基づく戦略を持つことが必要不可欠です。後継者が将来の戦略を構築し、経営革新計画の認定を受ける事例も出しております。

### 「中小企業ネットワーク強化事業」

近畿経済産業局委嘱上級アドバイザー  
本多 博昭

開拓

### 「中小企業ネットワーク強化事業」

開拓

## 「新しい挑戦」を考えている企業に、「経営革新計画」承認申請施策の活用がお奨め

## 「第三者の眼で自社のビジネスプランをより確かなものに」

現在の経済環境の荒波を乗り越えよ

ます。

うとしている中小企業にとって、自らが考案出したビジネスプランを第三者・専門家の眼から検証・ブラッシュアップが得られるのが「経営革新計画」の承認申請です。

商工会等に相談することで、漠然としたいた経営革新のテーマ・内容(ビジネスプラン)が明確になることが期待できます。

本制度は国の支援施策ですが、実質的には京都府知事に自社のビジネスプランを申請し承認を得ることで、計画自体の精度・評価が高まり、付帯的な各種のメリットも受けられます。業種の限定もありません。費用も無料ですので、以下の①

②のような小規模中小企業の方々や自社の経営革新に悩んでいる方はぜひ、最寄りの商工会ご相談ください。適切な専門家を選定して、専門家と商工会経営支援員で計画承認に至るまで支援いたし



「中小企業ネットワーク強化事業」  
近畿経済産業局委嘱上級アドバイザー  
藤原 茂寿

## 自動車事故費用共済

お申し込みは商工会へ

この共済は、自動車人身事故から契約者を救済する、他に類のないユニークな制度です。

### 車両別共済掛金

自家用乗用・小型貨物自動車	年額 9,000円
自家用軽乗用・軽貨物自動車	年額 4,500円
自家用普通貨物自動車(2t超)	年額 16,500円
自家用普通貨物自動車(2t以下)	年額 13,500円

### 車両事故共済金特約

主契約をご加入の方は、任意で加入することができます。  
掛 金 年掛金は車1台につき、2,100円  
(特約の中込付加は不可)

補償内容 偶然な事故や盗難いたずらで車両が3万円以上の損害を受けたとき、契約期間(1年間)に1回を限度として、3万円をお支払いします。



### 京都府共済協同組合

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17  
京都府中小企業会館2F  
TEL. 075-314-7135 FAX. 075-314-7178